

〔根拠条例等〕

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（事業系廃棄物管理責任者の選任等）

第39条 規則で定める事業用の大規模建築物からこの市の処理施設に事業系廃棄物を排出する事業者等及びその他の建築物からこの市の処理施設に多量の事業系廃棄物を排出すると市長が認める事業者等は、規則で定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、当該事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。市長の指示等によりこれを変更したときも、同様とする。

山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（抜粋）

（事業用大規模建築物等）

第44条 条例第39条に規定する規則で定める事業用の大規模建築物は、次に掲げるものとする。

- （1）大規模小売店舗立地法（昭和10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- （2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

（事業系廃棄物管理責任者）

第45条 条例第39条に規定する事業系廃棄物管理責任者は、事業用の大規模建築物及び多量の事業系廃棄物を排出すると市長が認める事業者が所有若しくは管理又は占有する建築物から排出される事業系廃棄物の管理について、責任を有する者のうちから選任しなければならない。

2 条例第39条に規定する事業系廃棄物管理責任者の選任の届出、事業系廃棄物管理責任者選任届出書（別記様式第29号）により行わなければならない。

（減量計画書等の提出）

第46条 条例第39条に規定する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画書は、毎年3月31日以前の1年間における実績に基づき、4月1日以降の1年間における計画を事業系廃棄物減量等計画書（別記様式第30号）により作成し、その年の5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に、変更に係る計画書を市長に提出するものとする。

付 則

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前第44条第1号の規定による事業用大規模建築物であるものについては、改正後第44条第1号の規定による事業用大規模建築物とみなす。